

<東大和市立中学校版>

東大和市教育委員会 学校部活動の在り方に関する方針

本方針策定の趣旨等

- 本方針は、義務教育である中学校段階の部活動（運動部活動及び文化部活動）を主な対象とし、生徒にとって望ましい学校部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、学校部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野（競技種目）等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえて、次のことを目指す。
 - 運動部活動では、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
 - 文化部活動では、生涯にわたって学び、芸術文化等に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、東大和市教育委員会の「学校部活動の在り方に関する方針」に則り、毎年度、「部活動に係る活動方針」を策定する。

各部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

ウ 東大和市教育委員会は、上記アに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、外部指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部（運動部及び文化部）を設置する。

イ 東大和市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、外部指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員が任用・配置できるように、積極的に検討を進める。

なお、部活動指導員の任用・配置の検討に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）に関する規定を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行うように検討する。

ウ 校長は、各部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、外部指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動し、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 東大和市教育委員会は、部活動顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 東大和市教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。その際、運動部活動においては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則る。

東大和市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。また、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人スポーツ協会）等を参考に、例えば、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における野外の活動を原則として行わないようにする等、適切に対応する。

イ 部顧問は、休養を適切に取ることが必要であること、また、その活動内容に即しながら過度の練習が様々なリスクを高めること等を正しく理解するとともに、生徒が生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、分野（競技種目）の特性等を踏まえつつ、休養を適切にとり、短時間で効果が得られる指導を行う。

特に、運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、科学的トレーニングの積極的な導入等により指導を行う。

なお、部顧問は、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 部活動用指導手引の活用

ア 部顧問は、各部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のために、中央競技団体や関係団体が作成した指導手引等を活用して、2（1）に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるようにするとともに、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

【休養日】

- 1 学期中は、週当たり2日以上休養日を設定する。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。)
- 2 長期休業中の休養日の設定についても、「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設定する。

【活動時間】

1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日(祝日等を含む)及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

なお、最終下校時刻は、3月から10月まで午後6時30分、11月から2月まで午後6時00分とする。

イ 東大和市教育委員会は、上記「休養日」及び「活動時間」を基準とし、各学校が作成する下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、1(1)に掲げる学校の「部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえ、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、学校全体の部活動休養日を設定することや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

4 生徒のニーズを踏まえた部活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた各部の設置

ア 校長は、学校部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行えるなど、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部を設置するように努める。

その際、運動部活動においては、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に中学生女子の約2割が60分未満であることや、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえる必要がある。

具体的には、季節ごとに異なる活動、競技志向、大会志向ではなくレクリエーション志向で行う活動等が考えられる。例えば、運動部活動では、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。文化部活動では、生徒が楽しく芸術文化等に親しむ動機付けになるものが考えられる。

イ 東大和市教育委員会及び関係機関等は、少子化等に伴い、単一の学校では特定の競技や分野の部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域との連携等

ア 東大和市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実や、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々や団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境や芸術・文化等の活動のための環境の整備を進める。

イ 東大和市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境や芸術・文化等の活動のための環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 東京都中学校体育連盟、文化連盟及び東大和市教育委員会は、学校の各々が参加する大会・試合やコンクール・コンテスト等（以下大会等）の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の各々が参加する大会数の上限を必要に応じて制限する。

イ 校長は、東京都中学校体育連盟・文化連盟及び東大和市教育委員会が定める上記アの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

別紙 1 活動方針

東大和市立第○中学校 平成○○年度 部活動に関する活動方針

学校における部活動の方 針	
適切な休養日等の設定方 針	
設置されている 運動部活動名	

設置されている 文化活動名	
------------------	--

別紙2 年間の活動計画

東大和市立第○中学校 ○○部

年間目標				
部員数 (平成○年○月現在)				
活動日				
活動時間	平日	○○ : ○○ ~ ○○ : ○○	休日	○○ : ○○ ~ ○○ : ○○
休養日				
主な活動予定	4月			
	5月			
	6月			
	7月			
	8月			
	9月			
	10月			
	11月			
	12月			
	1月			
	2月			
	3月			

参加予定 大会等		
主な実績	29年度	
	28年度	
	27年度	

別紙3 毎月の活動計画及び活動実績

東大和市立第〇中学校〇〇部 平成〇〇年度〇月活動計画

日	曜日	活動時間・活動場所・休養日及び大会参加等
1日		
2日		
3日		
4日		
5日		
6日		
7日		
8日		
9日		
10日		
11日		
12日		
13日		
14日		
15日		
16日		
17日		
18日		
19日		
20日		
21日		
22日		

23日		
24日		
25日		
26日		
27日		
28日		
29日		
30日		
31日		
《前月の活動実績等》		